

信濃川係留場通路使用許可票

年 月 日
公益財団法人新潟市開発公社
代表理事 理事長

船 名	(フリガナ)
係留場所	
許可期限	

※一人ひとりの使用許可条件の遵守が必要です。一人の違反行為により、全ての通路使用許可者が使用できなくなることもあります。

信濃川係留場通路使用許可条件

下記内容に違反した場合は、通路使用許可及び係留施設の使用承諾を取り消します。

1. 車両の乗入れは契約船艇の維持管理行為、荷役及び給油の目的に限ること。
2. 車両の乗入れに際して、やすらぎ堤の利用者を優先し、支障にならないように注意するとともに安全確保に努めること。
3. 時速10kmを超えて走行しないこと。
4. 出入口と遊歩道の前のポール及びゲートのロープは外したままにしないこと。
5. 河川管理者の通路の通行及び信濃川漁業協同組合の泊地への出入りによる通行を妨げないこと。
6. 通路の使用の際は、許可票を車両の外から見えるように掲示すること。
7. 通路からはみ出して芝生面に車両を乗入れないこと。
8. 車両回転場及び車両待避所には、時間の長短に関わらず駐車しないこと。
9. 信濃川漁業協同組合の係留場より先のゲートまでは、駐車しないこと。
10. 車両の通路の1回の使用時間は原則1時間以内とし、必要に応じて車両を移動できるように無人にならないようにすること。
11. 給油業者や維持管理業者が通路を使用する場合は、許可票を掲げ、使用許可条件を責任をもって遵守させること。
12. 許可票を複製しないこと。
13. 信濃川係留場通路使用(変更)許可申請書の内容を変更するときは、遅滞なく、同申請書により理事長に届け出て許可を得ること。
14. 係留施設を返還した場合、または使用承諾の取り消しが生じた場合は、信濃川係留場通路使用許可票を返還すること。
15. 上記のほか、通路の使用に関し、新潟市開発公社の指示に従うこと。